

（趣旨）

第1条 この規程は、動物実験センター規程第4条第2項の規定に基づき、動物実験センター管理運営委員会（以下「管理運営委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 管理運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、学長が委嘱する。

- (1) センター長
 - (2) 主任者及び実験動物管理者
 - (3) 各学部教授会より推薦された専任教員（助教・助手を除く。） 1名以上3名以内
 - (4) 学務部長
 - (5) 管財課長
- 2 前項第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（審議事項）

第3条 管理運営委員会の審議事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学長より審議を付託された事項に関すること。
- (2) 規程及び使用細則の遵守に関すること。
- (3) 実験動物の飼育・取扱い・種類の選定に関すること。
- (4) 施設・設備の新設及び改廃に関すること。
- (5) 機器類の購入及び共同利用に関すること。
- (6) 危険時の措置及びその防止に関すること。
- (7) 年間事業計画及びその他管理運営に関すること。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が議長となる。
- 4 委員長は、必要と認めたとき、管理運営委員会の議を経て委員以外の者を会議に出席させることができる。

（議事）

第5条 管理運営委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（開催）

第6条 管理運営委員会は、年2回開催する。ただし、委員長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。

（事務の所管）

第7条 管理運営委員会に関する事務は、教務課が所管する。

- 2 管理運営委員会の議事録は、議長が記名捺印をし、教務課が保管する。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、管理運営委員会の議を経て、評議会が決定する。

附 則

- 1 この規程は、昭和63年12月16日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、実験動物施設管理運営委員会細則は、廃止する。
- 3 この規程が効力を生ずる際、現に実験動物施設長をセンター長とし、実験動物施設管理運営委員会の委員の任期は、昭和64年3月31日とする。

附 則

この規程は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。